

# 総務教育常任委員会資料

(平成25年1月21日)

〔件名〕

- ・「広報についての県民アンケート」の結果について 【広報課】・・・1
- ・「イトコトトリ 鳥取動画コンテスト」について 【広報課】・・・3
- ・鳥取県民参画基本条例（仮称）にかかる電子アンケートの結果等について  
【県民課】・・・4
- ・鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正（案）に関するパブリックコメント  
の実施結果について 【鳥取力創造課】・・・7
- ・第2回ボランティア・市民活動推進プロジェクトチームにおける意見について  
【鳥取力創造課】・・・10
- ・鳥取県初のNPO法人の仮認定について 【鳥取力創造課】・・・13

未来づくり推進局

# 「広報についての県民アンケート」の結果について

平成25年1月21日  
広 報 課

平成24年9月に実施された事業棚卸しでの委員意見(※)に従い、県民の県政情報入手方法の実態や広報に関する県民ニーズ等を正確に把握し、様々な世代・属性の県民への効果的な県政広報を実現することを目的に「広報についての県民アンケート」を実施した。

(※「県民ニーズをしっかりと調査、把握をした上で、その結果に応じて内容や媒体を決定すべき」)

## 1 アンケート概要

期 間	平成24年11月15日(木)～11月30日(金)
対 象	県内に居住する20歳以上の男女3,500人 ※住民基本台帳から無作為抽出(鳥取市、倉吉市、米子市、若桜町、琴浦町、大山町の20歳～80歳代以上(7区分)から選定)。郵送配布、後納封筒により回収
回 答	1,886/3,500人(53.9%) ※構成比(%)=20歳代(8.0)、30歳代(11.8)、40歳代(13.8)、50歳代(15.6)、60歳代(19.5)、70歳代(17.0)、80歳代以上(13.3)、不明(1.0)
調査項目	県政情報の入手方法及び県政広報媒体別の購読頻度・認知度等(調査票は別紙のとおり)

## 2 結果概要

特徴的傾向は次のとおり。(詳しくは別添資料を参照)

### (1) 項目別傾向

#### ① 県内地域情報の入手方法

入手方法としては、「テレビ」「新聞」が他の媒体を圧倒しており、その次に「県政だより」が続く。このことから、「テレビ」「新聞」の両媒体を活用した広報の重要性和、県政情報を発信する上で、パブリシティ(報道機関への情報提供)のより一層の必要性が読み取れる。

#### ② 県政情報の入手方法

県政への関心度により、県政情報の入手方法を整理したところ、「テレビスポットCM」が関心度による差異が少なく、県政に「あまり関心がない」「まったく関心がない」と回答した層は「テレビスポットCM」の評価が、「関心がある」層に比べ高い傾向であることがわかる。

#### ③ 今後充実すべき媒体(県政広報媒体に限定)

「県政だより」「新聞お知らせ」「テレビスポットCM」が上位を占める。  
世代や県政への関心度で異なるが、総じて「テレビスポットCM」の属性によるバラツキは少なく、高齢層や関心度が高い層は「県政だより」「新聞お知らせ」が、若年層や関心度が低い層は「テレビスポットCM」への希望が高い傾向がわかる。

#### ④ 携帯等・パソコンの利用実態

携帯電話等を「ほぼ毎日利用する」人の割合は、20代、30代が高く、パソコンの利用頻度の2倍以上。情報の入手先として、パソコン、携帯電話等を回答したのは、全体の15%に留まる。一方、若年層を中心に携帯電話等やパソコンの利用率自体はかなり高く、特にパソコンよりも携帯電話等で情報を入手する人の割合が高いことがわかる。

## (2) 媒体別傾向

### ① 県政だより

全体の 77.2%が「毎月読んでいる」「ときどき読んでいる」と回答。一方、「読んだことがない」「不明」は 7.5%にとどまり、購読頻度も媒体認知度も高いことがわかる。県政情報入手先として、各世代から高いレベルで一定の評価を受けている。今後充実すべき媒体としても、世代が上がるにつれて要望が高い。

### ② 新聞おしらせ・広告

情報入手先として媒体自体の評価が高く、県政情報入手先としても、世代が上がるにつれて高いレベルで一定の評価。

(新聞おしらせ)「ほとんど読まない」「読んだことがない」と回答したのは全体の 38.9%で、58.3%が「よく読んでいる」「ときどき読んでいる」と回答しており、比較的高い割合で購読されている現状。

(新聞広告)「よく読んでいる」「ときどき読んでいる」と回答したのが 62.5%で、「ほとんど読まない」「読んだことがない」と回答した 34.4%を大きく上回っている。

### ③ 県政テレビ番組

「よく見る」「ときどき見る」と回答したのが 36.6%で、比較的に見られている現状。年代別に見ると、年齢の高い層の方が視聴頻度が高い実態がわかる。

### ④ テレビスポット CM

「よく見る」「ときどき見る」と回答したのは全体の 52.1%。一方、「ほとんど見たことがない」「見たことがない」との回答が 45.4%。比較的に見られていることがわかる。世代及び県政への関心度に関わらず、情報入手先及び今後充実を希望する媒体として高いレベルで評価を受けている(40代まで今後充実希望媒体の1位)。

### ⑤ ラジオスポット CM

「よく聞く」「ときどき聞く」と回答したのは全体の 20.3%。一方、全体の 43.0%が「聞いたことがない」と回答。これに「ほとんど聞いたことがない」を含めると 75.4%になり、聴取頻度及び認知度が低い現状。年代別に見ても、総じて情報入手先としての評価は高くない。

### ⑥ とりネット・県のフェイスブックページ・ツイッター・動画ちゃんねる

(とりネット)「よく見ている」「ときどき見ている」と回答したのは全体の 19.7%。一方、全体の 47.7%が、「見たことがない」と回答。各世代とも認知度は低い。興味のある人が見る媒体といえる。

今後充実すべき媒体として、「とりネット」を挙げる割合は 30代、40代が比較的高い。「県のフェイスブック・ツイッター」は全体では 6.6%と低いが、20代では 20.0%が回答するなど、世代間に差がある。

## 3 今後の予定

○上記の結果等を踏まえ、新年度広報関係予算要求に反映させる。

(主な内容) テレビスポット CM の拡充

○結果について庁内周知を図り、効果的な広報を推進する。

○今後、同様のアンケート調査を定期的に行うことを検討する。

# 「イトコトトリ 鳥取動画コンテスト」について

平成25年1月21日  
広 報 課

鳥取県の魅力・面白さを感じられる動画をコンテスト形式で募集し、応募された動画作品を幅広く発信することで本県の知名度、イメージアップを図ることを目的に、「イトコトトリ 鳥取動画コンテスト」を開催しています。[\(http://www.iitokotottori.jp/\)](http://www.iitokotottori.jp/)

## 記

### 1 動画募集の概要

- (1) 動画募集期間 平成24年8月11日～12月31日
- (2) 応募資格 プロ・アマ・年齢・職業の制限なし
- (3) 作品条件
  - ・鳥取県の良いところを紹介する3分以内の動画（実写、CG、アニメ等）
  - ・募集部門は、「自然」、「食」、「マンガ」、「オールジャンル」の4部門
  - ・応募者（グループ）で創った作品で他のコンテストなどに応募していないもの
  - ・他人の肖像権やプライバシー等を侵す作品でないこと など
- (4) コンテスト運営事務局（委託先） (株) エムアンドエムドットコー

### 2 応募状況及び人気投票（一次審査）の実施

- (1) 応募状況
  - ・応募動画数 171本（応募者（グループ含む）117人／グループ）  
（部門別内訳）「自然」61本、「食」27本、「マンガ」9本、「オールジャンル」74本
- (2) 人気投票（一次審査）
  - ・1月7日～2月4日の期間、一般のかたの人気投票による一次審査を実施
  - ・パソコン等から各動画に1回ずつ投票可能  
（公平性を保つために、1動画に対して複数回の投票を行うことはできない等の配慮）
  - ・一次審査上位20作品は鳥取市内の映画館で開催する「イトコトトリ映画祭」で上映  
※ホームページは下記のとおりです。  
「イトコトトリ鳥取動画コンテスト」(<http://www.iitokotottori.jp/>)  
「イトコトトリ映画祭」([http://www.iitokotottori.jp/fes\\_top/](http://www.iitokotottori.jp/fes_top/))

### 3 動画上映会「イトコトトリ映画祭」の概要

- (1) 日時・場所 平成25年2月24日（日）午後5時から7時まで  
鳥取シネマ（鳥取市栄町606）
- (2) 入場料 無料
- (3) 内容
  - ・一次審査上位20作品の上映。
  - ・審査員による最終審査及び結果発表（最優秀賞、優秀賞）  
※審査員は、映像制作に携わっている有識者等を予定
  - ・「米子映画事変」で話題の「ネギマン」の上映
  - ・様々なグッズの当たる抽選会 など

### 4 今後のスケジュール

- 2月4日（月） 応募動画への投票締め切り（一次審査）
- 2月24日（日） 動画上映会「イトコトトリ映画祭」（最終審査と結果発表含む）

# 鳥取県民参画基本条例(仮称)にかかる電子アンケートの結果等について

平成 25 年 1 月 21 日  
県 民 課

鳥取県民参画基本条例(仮称)の検討にあたり、県政参画電子アンケート等を活用し県民に意見を伺いました。

## 1 県政参画電子アンケートの結果について

(1) アンケートの実施期間 平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年 1 月 15 日まで

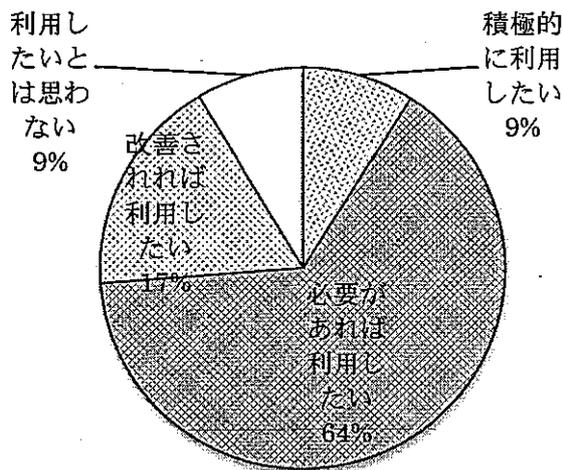
### (2) 回答状況

①回答者数 248 人(回答率 84%〔アンケート会員数(297 人)に占める割合])

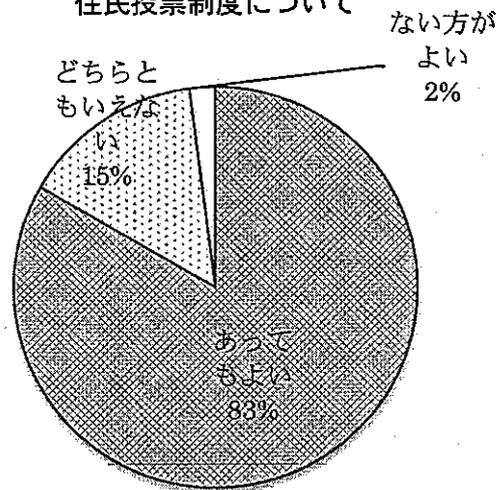
### ②主な内容

- (問) 県民の声やパブリックコメントなどの県民参画制度を利用したいと考えるか
  - ・積極的に利用したい(22 人、9%)
  - ・必要があれば利用したい(159 人、64%)
- (問) 住民投票制度はあってもよいと考えるか
  - ・あってもよい(205 人、83%)
  - ・ない方がよい(5 人、2%)
- (問) 住民投票制度を導入するにあたってはどのような形態がよいか
  - ・常設型(150 人、61%)
  - ・非常設型(63 人、25%)
- (問) 投票資格者は誰にすべきか
  - ・公職選挙法に規定する有権者(114 人、46%)
  - ・未成年を含めた日本人(58 人、23%)
  - ・外国人を含める(22 人、9%)

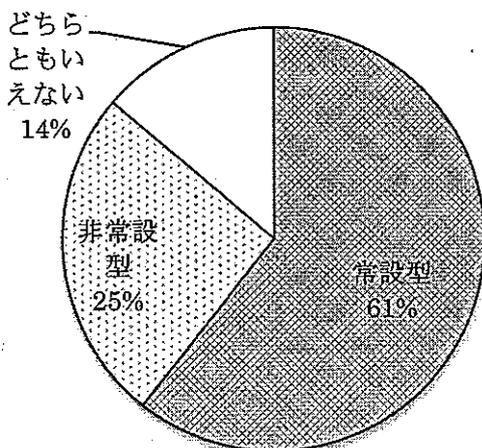
県民参画制度の利用について



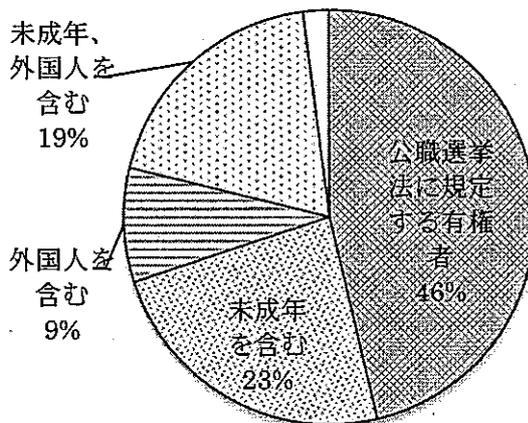
住民投票制度について



住民投票制度の形態について



投票資格者について



## 2 パブリックコメントの実施結果について

募集期間 平成 24 年 12 月 25 日から平成 25 年 1 月 15 日まで

条例制度、既存の参画制度の見直し、住民投票制度の各項目に多様な意見あり。現在集計中。

## 3 県民向け説明会の状況について

青年団体、地区公民館利用者等を対象とした説明会を実施（現在までに 10 か所）

各種参画制度の充実、住民投票制度はあってよい、等の意見あり。

## 4 鳥取県民参画基本条例（仮称）概要について

現段階における執行部案は以下のとおりです。

### (1) 県民参画制度に関する事項

#### 〈県政情報の公開手段の多様化〉

県は、政策の立案、実施、評価等の過程に県民が参画することができる多様な機会を確保するよう努める。

#### 〈多様な意見をくみ取るため、複数の県民参画手法の組み合わせ実施〉

県は、県民の多様な意見、提言等を把握するため複数の手法を組み合わせるとともに、県民の参画の利便性に配慮するよう努める。

#### 〈パブリックコメントにおける拝聴ポイントの明確化〉

県は、県民の意見等を求める場合には、意見等を求める事項を明確に提示するよう努める。

#### 〈審議会等への公募委員の原則参加〉

県は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努める。

#### 〈その他、新たな県民参画制度については必要に応じて導入〉

県は、県民参画制度について必要な見直しを図るとともに、新たな県民参画の機会を設けるよう努める。

### (2) 住民投票制度に関する事項

#### 【住民投票制度の導入形態】

「常設型」の住民投票制度とし、安易・頻繁に発動され地域の政治に混乱をもたらすようなことがないように実施に至る要件を適切に設定する。

#### 【住民投票制度の各論】

##### ① 住民投票の対象事項

・住民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項及び県の権限に属さない事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、県民に直接その意思を問う必要があると認められる事項について行うことができる。

① 県の存立の基礎的条件に関する事項

② 県の実施する特定の重要施策に関する事項

③ 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項

##### ② 住民投票の発議権者と発議要件

・住民投票の発議権者として住民、知事、議員の三者に設定する。

・それぞれの発議要件については以下のとおり。

#### ア 住民が発議する場合

投票資格者の 1/10 以上の署名数が集まれば、知事が意見を附して議会へ提案し、議会の議決により住民投票を実施。また、提出された署名数が投票資格者の 1/3 以上の場合には、住民の選択を尊重し、住民投票を実施。

#### イ 知事が発議する場合

知事の提案を審議のうえ、議会の過半数の議決により、住民投票を実施。

#### ウ 議員が発議する場合

別途、鳥取県議会会議規則で定める数以上の議員の賛成により提案し、知事の意見陳述を徴したうえ、議会の過半数の議決により、住民投票を実施。

### ③住民投票の投票資格者

- ・全市町村に共通的に協力を仰ぐため、現行の公職選挙法の有権者と同じにする。
- ※なお、この点については、県議会の意見を踏まえ、柔軟に検討対応させていただきます。

### ④住民投票結果の取扱い(結果の拘束力)

- ・住民投票の結果については尊重するものとする。

### ⑤公平で客観的な情報提供の仕組み

- ・各選択肢の妥当性確保と理解促進のため、知事は請求代表者に対し助言できるとともに、選択肢の蓋然性向上に要する費用を公費で負担する「アドボケートプランニング」を導入する。

### ⑥選挙との同日実施の特例

- ・公職選挙の投票日との同日実施も可能とする特例を設け、経費節減にも資する制度とする。

### ⑦投票運動の規制

- ・住民投票運動は一種の政治活動であり、原則として投票運動に対し規制はしない。ただし、買収脅迫等、投票資格者の自由な意思決定への干渉や平穏な生活環境の侵害等の禁止については規定。
- ・罰則については、住民投票の結果に法的拘束力がないこと等から、設けない。

### ⑧再発議の抑制

- ・この条例による住民投票が実施された場合は、その後1年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について発議又は請求を行うことができないものとする。

### ⑨住民投票の成立要件

- ・住民投票の成立要件については設定しない。  
⇒ 諮問的住民投票であり、投票率も勘案し、議会と知事が最終判断。

### ⑩条例の施行

- ・県民参画制度に関する部分は公布施行とする。
- ・住民投票制度部分については、事務を依頼する県選挙管理委員会、市町村等との協議終了後に施行。

## 5 今後の予定

### (1) 県民向け説明会

今後も引き続き、県民向け説明会を実施。

### (2) 条例案

平成 25 年 2 月議会での提案を予定。

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

平成25年1月21日  
鳥取力創造課

1 意見募集期間

平成24年11月26日（月）から12月17日（月）まで

2 一部改正（案）の概要（詳細は別紙参照）

- (1) 本改正の趣旨に基づき、「目的」「定義」「基本理念」において、非営利公益活動団体、企業、行政などの立場の異なる組織が共通の社会的目的を果たすため、対等な立場で協力し合う「協働」の理念等を追加する。
- (2) 特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月施行）により同法に追加された2分野を、本条例の非営利公益活動として追加する。
- ①観光の振興を図る活動  
②農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 同法改正により規定された「前各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動」として、鳥取らしい地域活性化を図る活動（「鳥取力による活力あふれる地域を創造する活動」）を本条例の非営利公益活動に追加する。
- (4) 県が行う支援として「相談体制の整備」及び「知識・技能の習得に必要な機会の提供」を追加する。
- (5) 非営利公益活動を促進するため、県が「財政上の措置」「税制上の措置」を講ずるよう努める旨を規定する。

3 応募のあった意見の概要

- (1) 意見の数 6件（4名）  
(2) 主な意見と対応方針

項目	意見の概要	対応方針
基本理念	「県民、非営利公益活動団体と県とが非営利公益活動を行う場合において、必要に応じ、積極的に協働に取り組むよう努める旨の項目を追加」の「必要に応じ」の表現は、県の曖昧な立場を感じる。	ご意見も踏まえ、「必要に応じ」の表現は盛り込まず、協働の推進が図られる内容の改正案を作成したい。
業務の協働実施	「県と非営利公益活動団体とが協働して業務を実施するため、互いが有する資源及び特性を理解し、対等な立場で話し合う旨を新たに追加」の「県の有する資源、特性」は何を示しているのかわかりにくい。	ご意見も踏まえ、互いが有する資源及び特性の理解については盛り込まず、協働による業務を行う上で協議が必要であるという内容の改正案を作成したい。
非営利公益活動に対する支援	NPO法人作成の会計書類の中には、信憑性に疑問があるものが散見される。対象法人には、適正な会計書類の作成、報告であることも要件とすべきと思う。	改正案の「県が講ずる支援」には、相談体制の整備、知識・技能の習得に必要な機会の提供を盛り込むこととしており、NPO法人を含む非営利公益活動団体の会計書類等における信頼性を高めることも目的の一つとしている。

4 今後の予定

- 平成25年2月 定例鳥取県議会に改正条例案の付議  
3月 議会議決後、改正条例の公布・施行

# 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正（案）について

## I 改正案における考え方

鳥取県非営利公益活動促進条例は、県民による不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（以下「非営利公益活動」という。）の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の育成・支援が必要であるとの認識に立ち、平成13年に制定されました。

制定から10年以上が経過し、現在、鳥取県では、人口減少・少子高齢化に伴い、地域を支える担い手が減っており、祭りやイベントの開催に支障をきたしたり、農村部では福祉サービス、交通サービスなどの提供を十分に受けられないため地域を離れざるを得ないなど、地域におけるコミュニティが弱体化しています。また、これらの地域社会が抱える課題や福祉サービス、交通サービスなどの分野で住民のニーズはより一層高まっており、行政による公共サービスの提供や対応では限界がきています。このような課題やニーズに対して、個々の組織単独による非営利公益活動に加えて、それぞれの組織の強みを持ち寄り、協力して活かすことにより適切に対応することも必要となっています。

今回、NPO、住民団体や地域活動を行う者・団体と県との協働の取組がより推進されることに重点をおき、学識経験者やNPO活動関係者等で構成する「鳥取県非営利公益活動促進検討委員会」における議論を踏まえながら、「鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正（案）」についてとりまとめましたので、この案についてご意見を伺うものです。

## II 主な改正点

### 目的

条例の目的に、非営利公益活動の促進に効果がある手段として「協働」の推進を図る旨を追加します。

### 定義

- ・「特定非営利活動促進法」の改正に伴い、特定非営利活動として同法に新たに掲げられた次の3分野を、本条例の「非営利公益活動」にも追加します。
  - ① 観光の振興を図る活動
  - ② 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - ③ 鳥取力（鳥取ならではの豊かな地域資源・人財などを結びつけ、発揮する力）を用いた活力あふれる地域を創造する活動
- ・「協働」とは、「個人及び団体が、各々が持つ資源等を持ち寄り、対等な立場で協力し合うこと」と定義します。

③鳥取力（鳥取ならではの豊かな地域資源・人財などを結びつけ、発揮する力）を用いた活力あふれる地域を創造する活動は、特定非営利活動促進法別表第20号の活動（第1号～19号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動）として、「鳥取県特定非営利活動促進法施行条例」の一部改正においても同様に定義づけることを考えています。

本項目は「鳥取県非営利公益活動促進検討委員会」における検討を踏まえたものであり、「鳥取県の将来ビジョン」（別紙2参照）において目標とする鳥取県の将来像を実現するために必要とされる「鳥取力」をより明確に打ち出したいという思いを込めているものです。

## 基本理念

県民、非営利公益活動団体と県とが非営利公益活動を行う場合において、必要に応じ、積極的に協働に取り組むよう努める旨の項目を追加します。

## 非営利公益活動団体の責務

非営利公益活動団体自身の責務に対する認識を促すため、「県民の責務」から区分し、「非営利公益活動団体の責務」として情報公開に努めることなどを定めます。

## 業務の協働実施等

県と非営利公益活動団体とが協働して業務を実施するためには、互いが有する資源及び特性を理解し、対等な立場で話し合うことが必要であるため、その旨を新たに追加します。

## 非営利公益活動に対する支援

- ・ 県としてより総合的な支援を行うことを明らかにするために、「情報の提供等」を「非営利公益活動に対する支援」に改正して強調します。
- ・ 県が講ずる施策として、以下の項目を新たに追加します。
  - ① 非営利公益活動に必要な情報の提供及び相談に応ずる仕組の整備
  - ② 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得に必要な機会の提供
  - ③ 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
  - ④ 非営利公益活動団体、企業及び県民が相互に交流及び連携を図れる機会の提供

## 財政上・税制上の措置

非営利公益活動に対する支援を図るために、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努力することを明確に規定します。また、NPO法人に関する寄附税制の改正等近年の情勢に鑑みながら、県が非営利公益活動を促進するために必要な税制上の措置を講ずるよう努力することを明確に規定します。

## 施行期日

公布の日とします。

## III 今後の予定

いただいたご意見については、条例を改正する上での参考とさせていただくとともに、「鳥取県非営利公益活動促進検討委員会」に報告し、同委員会での意見も考慮しながら改正案を決定したいと考えています。

## IV その他（参考資料等）

### 1 参考資料

- ・ 鳥取県非営利公益活動促進条例（現行）
- ・ 鳥取県の将来ビジョン 概要

### 2 参考ホームページ

- ・ 特定非営利活動促進法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO007.html>
- ・ 鳥取県非営利公益活動促進検討委員会 <http://www.pref.tottori.lg.jp/169466.htm>

## 第2回ボランティア・市民活動推進プロジェクトチームにおける意見について

平成25年1月21日  
鳥取力創造課

ボランティア・市民活動の総合的な支援体制について検討を行うため、「ボランティア・市民活動推進プロジェクトチーム」の第2回会議を以下のとおり開催した。

1 日時 平成24年12月26日(水) 午前10時～正午

2 場所 県庁議会棟3階 第15会議室

### 3 メンバー

#### (1) 学識経験者

国立大学法人鳥取大学地域学部

#### (2) 地域づくり団体・県内NPO関係者

鳥取県地域づくりセンター、特定非営利活動法人こども未来ネットワーク

#### (3) ボランティア活動関係者

日野ボランティア・ネットワーク、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

#### (4) 行政機関

鳥取市、鳥取県

### 4 議題

- ・各ワーキンググループ(総合ボランティアバンク検討WG、総合ボランティアセンター検討WG、市民活動センター検討WG)の検討概要について
  - ・鳥取県ボランティア・市民活動支援センター(仮称)の体制及び事業計画について
- ※センターの体制及び事業計画について、委員から了承を得た。

### 5 主な意見

#### 【ボランティア活動支援について】

- ・ボランティアをしたい人に必要な情報をどういう形で流すかということが重要。
- ・センター職員が多くの情報を持ち、それを整理して必要な情報を提供できる機能がないといけない。

#### 【市民活動支援について】

- ・単に相談等に対する支援を行うだけでなく、団体への助成など財政的支援も行うことができるセンターとなることが望ましい。

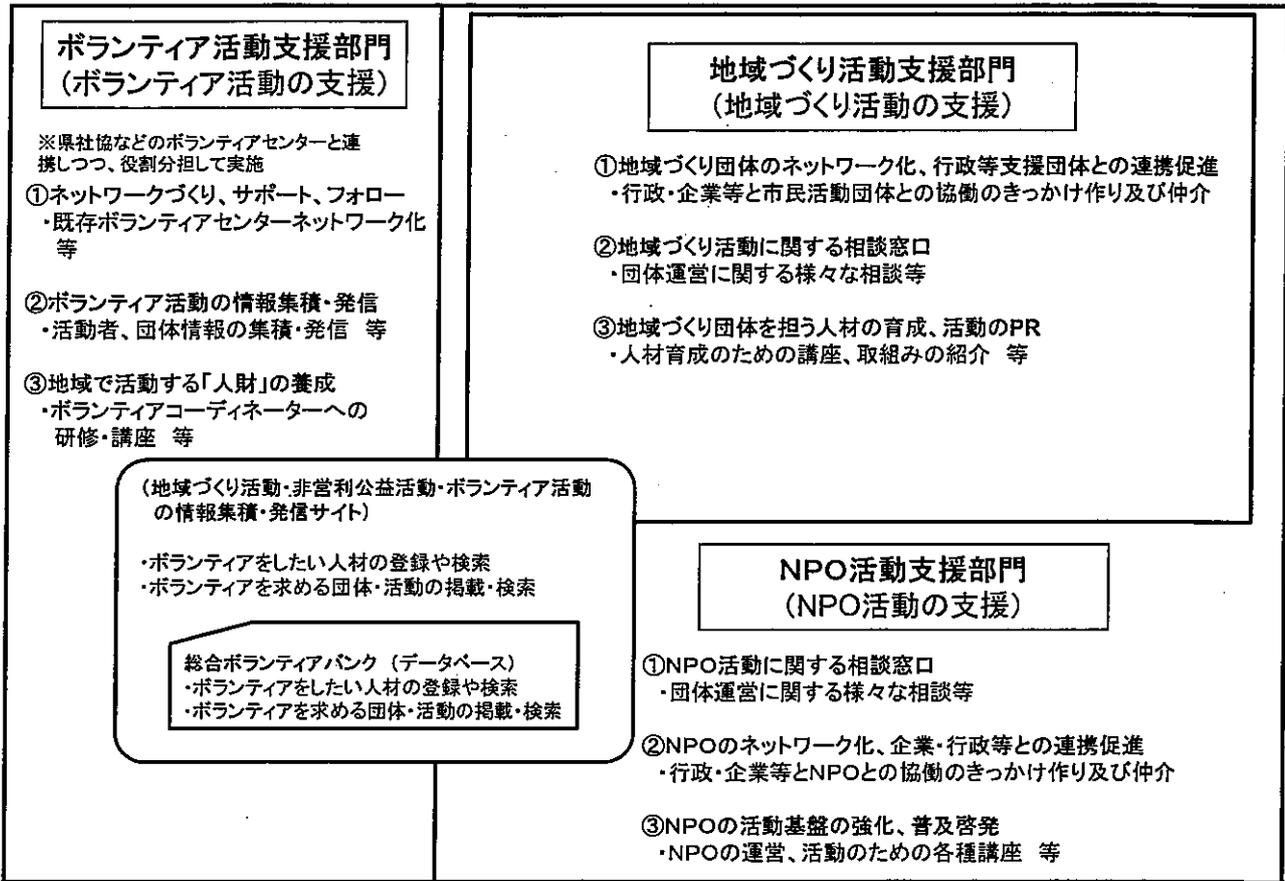
#### 【組織体制・予算について】

- ・NPO活動支援、地域づくり活動支援、ボランティア活動支援の3部門に分かれているが、重なる部分の支援について基本的な考え方は持っておいた方が良い。相談内容によっては部門間で情報がつながるような流れをきちんと作っておいてほしい。
- ・センターの名称について、鳥取県社会福祉協議会が設置しているセンターの名称(鳥取県ボランティア・市民活動センター)と似ているので、名称を検討してほしい。
- ・センター予算について、県民の方にも負担にならない程度でセンターへの出資を募ってはどうか。センターの周知及び県民と一体となった活動の盛り上がりにもなる。

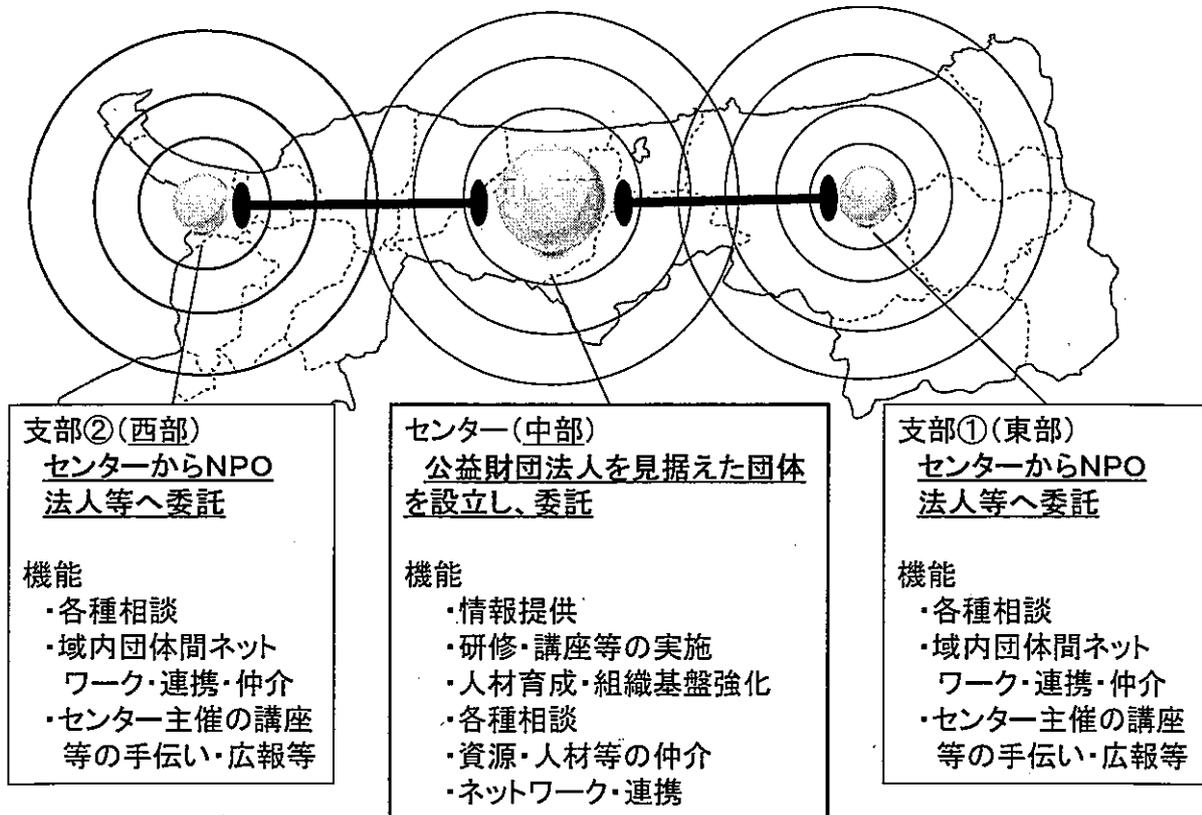
### 6 今後の予定

- ・平成25年2月 任意団体を設立
- ・平成25年4～8月 任意団体へ事業委託
- ・平成25年9月～ 任意団体から一般財団法人へ移行し、一般財団法人へ事業委託

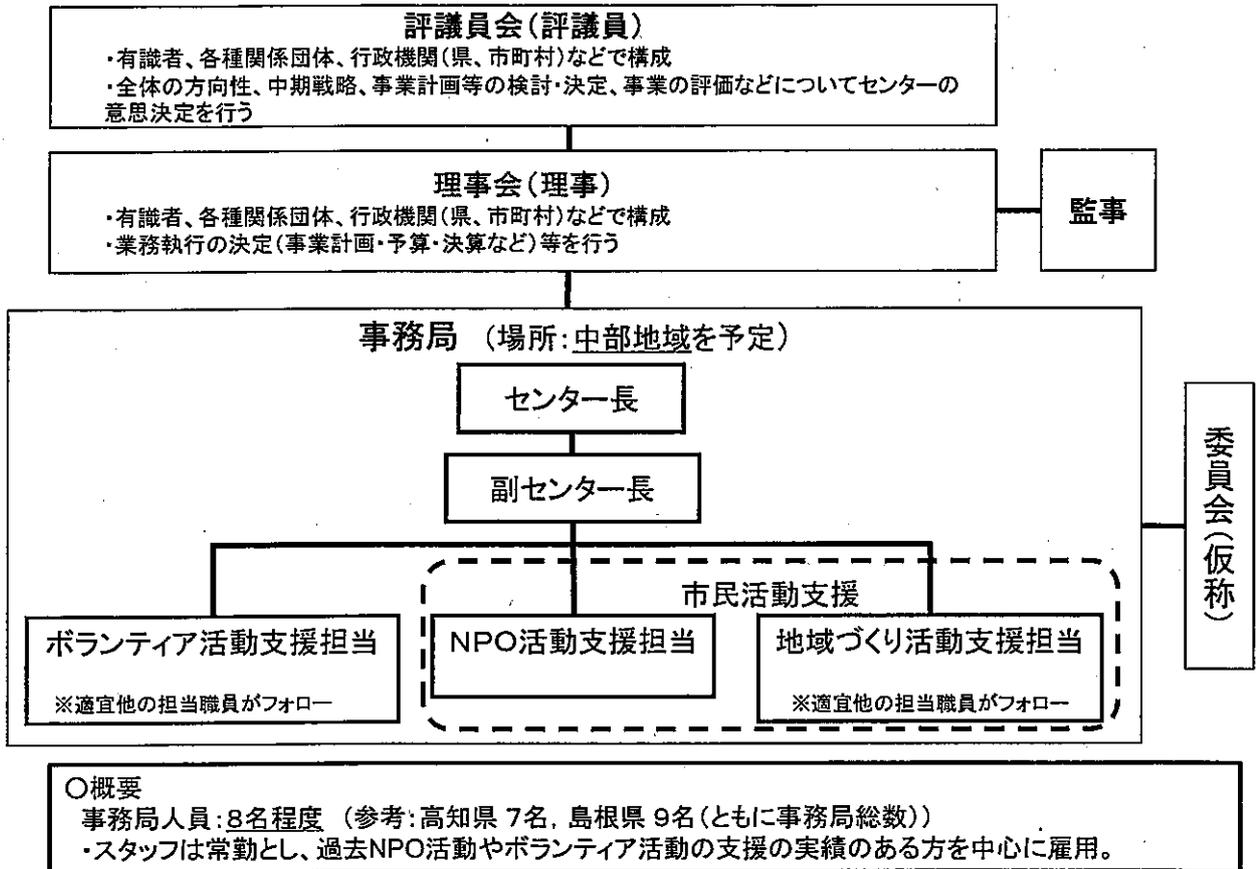
# 総合的に支援する体制(センター)のイメージ(案)



## 鳥取県ボランティア・市民活動支援の体制イメージ(案)



鳥取県ボランティア・市民活動支援センター(仮称)の組織イメージ(案)



# 鳥取県初のNPO法人の仮認定について

平成25年1月21日  
鳥取力創造課

平成23年の特定非営利活動促進法の一部改正に伴って創設された仮認定制度に基づき、このたび鳥取県で初めて特定非営利活動法人の仮認定を行いました。

## 1 法人の名称等

### (1) 法人の名称及び所在地

特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会（鳥取市瓦町601番地）

### (2) 代表者

理事長 乾 和子（いぬい かずこ）

### (3) 法人の取組みについて

自閉症等に対する正しい理解の促進や啓発を継続して行うとともに、発達的气になる子どもたちに対する向き合い方等の相談窓口（相談支援員、ペアレントメンター鳥取）や、障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業所「明日葉（あしたば）」の運営を担っている。

## 2 仮認定の有効期間

平成25年1月10日から平成28年1月9日まで（3年間）

## 3 仮認定制度について

### (1) 仮認定NPO法人とは

原則として設立5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資するとして一定の基準に適合したもの

### (2) 仮認定のメリット（税制上の特例措置）

①個人が寄附をした場合、所得税・個人住民税に係る寄附金税額控除の対象

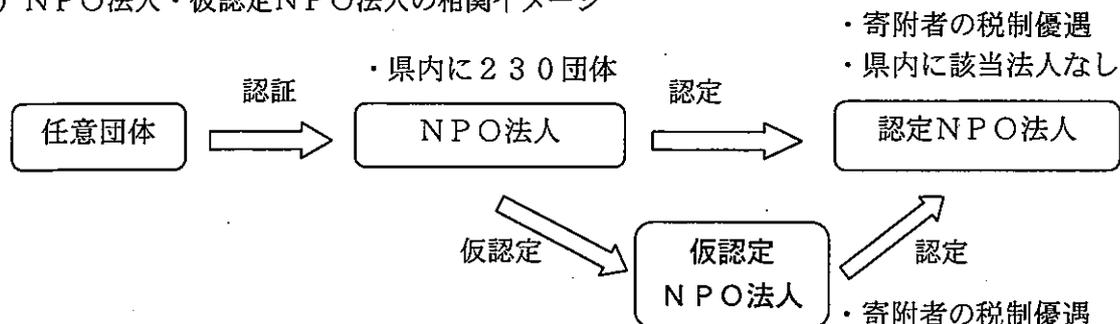
②法人が寄附をした際、一般寄附金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内で損金算入

### (3) 仮認定の有効期間

3年（ただし、1回限りで更新はなし）

## 4 参考

### (1) NPO法人・仮認定NPO法人の相関イメージ



### (2) 全国の状況

・NPO法人数…46,763（平成24年11月末現在）

・認定・仮認定NPO法人数…291（平成24年12月1日現在） ※全体の0.6%程度